

新職務発明制度及び 先使用権制度セミナー・相談会

昨今、企業活動における知的財産の重要性が広く認識されてきている中、多くの中小企業等では、まだまだ社内における知的財産の管理体制が十分とはいえない現状があります。

本事業では、中小企業の経営者、開発者、知的財産担当者等を対象に、平成17年4月に施行された新職務発明制度及び平成18年6月にガイドラインが発行された先使用権制度に関して、セミナー・相談会を開催いたします。

参加費用は無料です。是非ご参加下さい。

参加無料

事前申込制
定員になり次第締切ります。



平成23年 **3月11日(金)** **13:30~16:30** (受付 13:00~)

場所: (財)桐生地域地場産業振興センター (群馬県桐生市織姫町2-5)
<セミナー>中3階 第2ホール
<相談会>3階 技術室

定員: 30名

今後のセミナー開催
予定などはこちらの
モバイルサイトへ!



セミナープログラム

13:00~
13:30~

受付開始
セミナー

「新職務発明制度及び先使用権制度について」

14:30~

個別相談会

1社目 (14:30~15:30)
2社目 (15:30~16:30)

※個別相談会は事前申込み制になります。相談会をご希望の方は、裏面申込書にてお申込み下さい。
※相談内容は、新職務発明制度もしくは先使用権制度に関するものとさせていただきます。

講師: 太田 大三 氏 丸の内総合法律事務所 弁護士・弁理士

16:30

終了

※プログラムの内容は予告なく変更になる場合もございます。予めご了承ください。

講師紹介

太田 大三 (おおた たいぞう) 氏 丸の内総合法律事務所 弁護士・弁理士

平成8年東京大学経済学部経済学科卒業、司法試験合格、翌年東京大学経済学部経営学科卒業。平成11年弁護士登録(第二東京弁護士会所属)。丸の内総合法律事務所にて、主に日本企業における企業法務(予防法務・戦略法務全般、ほか株主総会指導)に従事する傍ら、知的財産関係の相談・訴訟も手掛ける。

平成15年~16年、任期付公務員として職務発明規定の改正を含む「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」の立法案の策定に従事。

特許庁主催の職務発明に関する説明会の講師として全国を回るとともに、民間主催のセミナー講師として講演等を行っている。

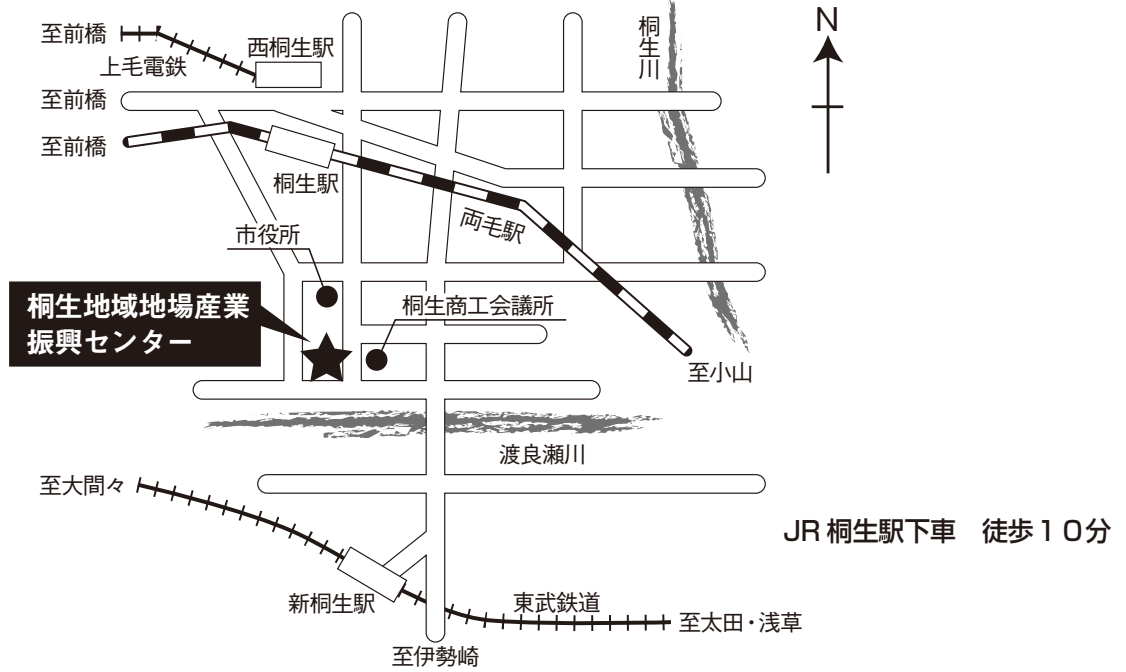
お申込・お問合せ先

下記の申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

特定非営利活動法人北関東産官学研究会 担当：萩原

TEL：0277-46-1061 FAX：0277-46-1062 E-Mail：hagiwara@hikalo.jp

会場案内図



JR 桐生駅下車 徒歩10分

参加申込書

平成 23 年 月 日

特定非営利活動法人北関東産官学研究会 行

FAX：0277-46-1062 TEL：0277-46-1061

平成 22 年度 新職務発明制度及び先使用权制度セミナー・相談会事業

「新職務発明制度及び先使用权制度セミナー・相談会」

開催日時：3月11日(金) 13:30～16:30 会場：(財)桐生地域地場産業振興センター

貴社名			
電話番号	FAX 番号	E-mail	
部署・役職名	フリガナ	氏名	
個別相談会 申込み	する ・ しない	相談内容	職務発明制度 ・ 先使用权制度
個別相談内容	<個別相談をお申込みの方のみ、差し支えない範囲でご記載下さい。>		

【お願い事項】◆E-mail でのお申込みの際は上記必要事項をメールの本文にご記入頂いても結構です。

◆事前申込制による、先着順とさせていただきます。キャンセルの場合には、お早めにご連絡ください。ただし、申込者多数の場合には群馬県内の中小企業の方を優先させていただきますので、あらかじめご了承ください。

◆申込受託のご連絡はいたしませんので、直接会場にお越しください。(定員を超えた場合はご連絡いたします)。

◆公共交通機関をご利用の上お越しください。

※ご記入いただいた個人情報は、主催者において今回のセミナーにかかる事務処理、今後のセミナー等のご案内 (DM、メールマガジン等) 以外には利用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。